

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻69号 94/2 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年2月28日(月)PM10~12 申立人(河村)証言 芦屋市役所東分庁舎2F
3月30日(水)AM10~12 処分者側反対尋問 //

停職処分 of 不当性を証言 当局資料でも証明される

市芦救援会事務局

去る二月一七日、前回に引き続き停職一ヶ月処分について
深沢先生の証言が行なわれました。処分者側は「勤務時間は周
知していた」「組合支部会議参加は年休でないと認めないと交
渉済み」「処分手続き、処分基準等は適正公平」等と主張して
いました。しかし、市文書公開条例に基づき入手した当局資料
が次々と証拠として提出され、処分者側主張がまったく事実
に反することが明らかにされました。

とりわけ処分基準に関しては、その公文書請求が非公開とさ
れた中で、「公平なら公開すべき」との不服申し立てが入れら
れ入手されたものでした。その基準によれば、処分者側主張を
全面的に認めたとしても口頭訓告程度にすぎず、停職一ヶ月処
分が何ら根拠のない不当処分であることが明らかにされました。
本件処分の手続き、処分内容、処分基準、処分時期等のいづれ
をとってみても極めて異常であり、松本教育長による「教育改
革」が市長選がらみの極めて政治的な、組合つぶしのために強
行されたものであることが証言によって明らかにされました。

去る一月二八日の処分者側反対尋問は、処分事実がデッチ上
げとした申立人証言に反論するどころか、逆に証言の補強・追
認を行なったというお粗末な内容でした。寺内代理人は、私達
の予想をはるかにこえる大きな墓穴を掘ったといえます。
今後またと申立人証言が続きます。多くの方々の傍聴参加
をよろしく願います。

も／く／じ

第55回公開口答審理報告

処分手続き・基準の不当性.....申立人 深沢 忠.....2
公文書公開条例を使い秘密主義に針の穴をあける.....申立人 深沢 忠.....10
お礼とお願い 12/ 活動日誌 12

第五回公開口答審理報告

処分手続き・基準の不当性

申立人証人 深沢 忠

六一年度は勤務時間の割り振りなし

村田弁護士（以下、村田と略）

勤務時間に関する慣行について伺いたいわけですね。処分者側の証人、つまり前田元校長、それから小林元管理部長はですね、この審問廷において、一九八六年四月一日に勤務時間については職員に周知させたというふうにおっしゃっておったかと思うんですが、こういった事実があったんでしょうか。

深沢 いいえ、ありません。四月一日に職員会議は確かにありました。そのとき、理科の教員が一名減らされるということがあり、それ

も影響してなんですけれども、若干、例えば理科とか、社会科の一種の時間数が減るとかいふカリキュラム上の変更が、討議されて決められまして、併せてそのときに土曜日を三時間にするとか、あるいは昼休みを少し短くするとか、そういういろんな授業時間帯の変更とかいうことも討議されて決まりました

から、そのときに、それに合わせた勤務時間を校長の方が私たちに言うことはできませんし、実際そういうことはありませんでした。

村田 そうすると、一九八六年度の当初、年頭においてはね、勤務時間の割り振りはなかったということになるんですか。

深沢 はい、そうです。後から、こちらもうろいろ調べまして、芦屋市の勤務時間に関する定めというものを文書公開等で請求して手に入れたものがあるんですが、そこにも昭和六一年度は市芦の教員の勤務時間については記載されておりません。

村田 甲八八号証、一九八六年度の職員会議録を示します。これは九月一日の職員会議録であると。大体こういうことが書いてあるんじゃないですか、これは。

深沢 このとき、校長の方からは勤務時間の割り振りが言われまして、それを職員室に張りますということ、一方的に出されたわけです。それに対して職員の方からは、勤務時

間というのは交渉事項ではないのかということが出たわけですけども、一方的に張り出されたという経過です。

そのときは、とりあえず明確にするだけで、運用については今までもおりやるということでしたから、そのうち教育委員会の方から何らかの提案があるんじゃないかということ、一方的にされたということで、職員の方からはいろいろ意見が出たんですけども、校長の方でやられたということです。

それから大分経つてのことになるんですが、一月一三日の職員会議で、それまでは勤務時間については言っとくだけだと、今までもおりの勤務についていいということだったんですが、一三日には、みんなに知らせた、張り出した勤務時間どおりきちんと厳密に一月一日からやりますよという話だったわけですね。そのときもやっぱり交渉事項ではないのかという意見が出てました。

村田 結果的には、いつから実施されたことになるんでしょうか。

深沢 それで全然教育委員会の方からは何もありませんから、組合の方から交渉の申し入れをしまして、一月四日に勤務時間の割り振りについての交渉をもってるんです。そのときが、私が市芦に来て本当に最初の勤務時間の割り振りについての交渉だったと思うんです。そのときに交渉して、それもきちんと

した合意に達しなかったんです、達しないままに一月八日から、どっちかというとうと強行実施という形で実施されていたということなんです。

村田 そうすると、前田校長は二月からの実施は組合も了解していた、と言っておられたように思うんですが、そういうことはないわけですか。

深沢 はい。

村田 小林元管理部長は、朝遅く来てね、先生が、午後早く帰るというふうなことが多かったような証言があったように思うんですが、そういうことはあったんでしょうか。

深沢 私の場合、一時間目とか、二時間目の授業が比較的多かったわけです。ですから、一〇時に来たりなんかすると授業に穴があきますから、そんなことはなかったです。一時間目、二時間目に授業がないときで、しかも例えば夜遅くまで教材研究が続くとか、そんな疲労が溜まったときに、たまに朝ゆっくり出てくるということは、他の先生もそうなんですが、ありましたけれども、そんなにしょっちゅうしょっちゅう一〇時出勤やいうて一〇時に出て来るといったことがあったわけでもありません。むしろ放課後になっても、私なんか特に理科をやっていて、生徒たちが小学校、中学校で理科嫌いになってくる子が非常に多かったものですから、教科書をそのまま使っ

ては授業が成り立たないので、いろんな副教材やら、プリントなんかを作ったり、あるいは実験を組み込んだりいうことをやって、また出させたプリントを一々見て子供らに返すという作業を繰り返してましたから、大抵六時とか、そんな時間帯まで残って仕事をせざるを得なかったです。

そんなプリント点検とかがありましたから、教材というのは土曜日、日曜日の午前中ぐらいいまで作って、午後から学校へ来て印刷して、それに必要事項をまた書き込んで授業に臨むというふうなことがありましたから、そんな朝遅く来て、午後からは何か早く帰るという形で言われるのは、非常に心外な思いで聞いていました。

対市教委交渉は継続中だった

村田 それから、組合と教育委員会との交渉の経過について伺います。

深沢 市教委と交渉継続中だと主張したにもかかわらず注意文書が出続けて、三枚も出てしまった。その段階で、これをそのまま放置して置くわけにいかないということで、何の交渉再開の通告もないままにそんなことをされたら困りますので、一応不本意ではあったんですけども、私の支部執行委員会の参加は止めまして、すぐに教育委員会に交渉、

前年度から中断になってる交渉の再開を要求しまして、六月九日にその交渉が持たれたという事です。

村田 その交渉の内容について証言してください。

深沢 まず、こちらの方から、これらの慣行についてかなり長いこと説明しました。それで、教員の勤務というのは非常に特殊性があって、いつからいつまでが勤務時間だとか、そういう形でくり方まででけんようなもので、それで例えば週四二時間で今までずっと働いてきたと。だから、その中で私たちが四二時間以上働いているんだから、火曜日の午後についての配慮も教育委員会の方で今まで認めてきたではないかと。だから、そういうふうな形で認めてほしいんやという話をしました。それに対して教育委員会の方も、原則的には教員の仕事の特殊性とか、あるいは仕事の特殊性と勤務態様というのは切り離せないんだとか、あるいは私たちが四二時間以上働いているということについては認められたいわけですけども、支部への参加についてはですね、このときは悪い慣行だから認められないということを教育委員会の方は言われたわけですね。

それに対して私たちは、再度やっぱり、もう四二時間以上も働いているんだから、そのところは執行委員が出て、その執行委員

点で強行方針に変わったんではないかということ。もう一つは、六月二十七日でしたか、出張に行ってるのに注意文書が出てたということとで、校長に私、説明に行ったら居られなくて、教頭とやりとりしたということがあったわけです。そのときに、出張に行ってたという話をこちらがしたものですから、教育委員会の方、あるいは校長の方も不在確認の曖昧さというのを認識されたということと、それから、そのとき私が出張に行ってたんだというふうに理解していただいていたと思ってたんですけれども、どうもそうではなくて、私が嘘を言っていると、だから、実際に現場へ行って私が来るのを捕まえてやるうということで行かれたんではないかというふうに思っています。

村田 六月九日以降、市教委との交渉というのは、ずっとなかったんですか。

深沢 処分までの間、教育委員会との交渉はありません。見張りに来てたとか、ちょっと不穏な動きをされてたということと、それから九月一六日に校長の許可なしに学校を出るなという張紙がされました。そういう形になりますと、今までの出張の仕方とか、勤務の仕方が大きく変わっていくことになりますので、そのときに校長に何でこんなことをするんですかというふうなことを聞いたら、教育委員会の指示だというものですから、そのこ

とも二つあわせて緊急に教育委員会と話をしなければいけないということで、九月に入ってから二回ほど教育委員会に交渉の申し入れをしたんですが、それも交渉が再開されないまま処分に至ったという経過です。

カメラ・テレコ持参で処分通告

村田 その処分のね、通告されたときの状況について伺いますけども。このときの様子ですね、簡単に概略をおっしゃってください。

深沢 何か教育委員会の方は、何か私たちがすごく異常な対応をしたようにおっしゃっておられたんですけれども、私からしましたら、教育委員会の方がやっぱり異常だったんだと思うかというふうに思います。

その一つは、まず呼び出し方なんですけども、校長の方の証言では二時五〇分ですが、二時五〇分に電話をかけて、三時に教育委員会に来るように言って、私が「はい」と言って行かなかったというふうな証言を確かされておられたと思うんですが、そのときに校長は多分、五時間目と六時間目の休憩時間の間に電話をかけたという認識でおっしゃっておられたんだと思います。そのときは、もう授業時間帯が、それは前の年までは、四〇分から五〇分までが休憩時間だったんですが、その年は時間帯変わってまして、三〇分から四

〇分までが休憩時間なので、その休憩時間の間に私、電話を受けたのを記憶してますから、その間だったと思うんです。ですから、校長の方も勤務時間のことをいろいろ言っておられますけども、学校の仕事の時間帯なんかについての認識もすごく曖昧だなという印象を持ってるんです。

そのときに三時に来いというふうに言われましたので、私、六時間目の授業がありましたので、授業中の真ん中になりますのでね、「はい」なんていうことは言わなかったんです。それで、次の時間に授業があるんだと。何の用事で行くんですかと校長に聞きましたら、校長はわからないとおっしゃるんですね。わからないで授業中呼び出すなんて、そんな、無茶苦茶だから、ちゃんと何の用件か教育委員会にもうちょっと確かめて、それから連絡してくださいというふうにお願ひしたら、そうしますと言われて、あと連絡がなくて、四時に教育委員会と一緒に上がって来られたというのが事実です。

小林管理部長、溝田課長と、中務主査と、それから西川主幹、それに、校長と教頭が居られたと思います。

村田 そのときの雰囲気はどうですか、校長室における、

深沢 えっと、パッと入りましたら、西川主幹がカメラ持って居られたんですかね、それ

というのは、条例に定められた四二時間以上働いているんだから、何の支障もないではないかということを強く要求していったんです。けれども、教育委員会の方はいいというふうになかなか言われずに、県立高校でも年休を出してやってるから、そういうふうにしてほしいんだということを言われますので、私たちも県立高校がそんな状況になってますから、いずれ何らかの形で決着はしないといけないとは思っていたんです。けれども、まだ阪神間の市立高校では全然そういうことが問題になっていないと。西宮なんか慣行どおりやっていて何にも問題になっていないし、神戸でもそうですし、尼崎で今、交渉が始まったばかりだという話をしまして、そういうものとのバランスを考えながら考えていってほしいということが一点と、

村田 今言ったのは、市立高校のことですね。西宮、神戸、尼崎のね。そしたら、県立高校の場合、先ほどあったけど、県立高校については、どういった経過で合意がなされていったかわかりますか。

深沢 県立高校の場合、校長会と組合との合意という形で合意が形成されていたんです。その合意内容というのは、形式的に一時から四時まで組合の支部の会議をやる、それに對して最初の一時間は学校を出て支部へ行くまでの所要時間とみなすと、それから終わり

の一時間については支部から学校へ帰る所要時間とみなすと。そうしますと、中に一時間残りますので、その一時間を要するに組合活動として年休出してほしいというふうな合意事項だと。ですから県立高校の場合は一時間の時間年休というのがありますので、その一時間の時間年休でいいということだったんです。

そういうことを言われますもので、私の方は、その辺の話を丁寧にしまして、芦屋にいては、一時間年休というのがなくて、一番短いので三分の一年休なんです。そうしますと、年休を出すときに三分の一年休しますから、三回支部に参加したら一日の年休になってしまふ。県の場合は八回で一日の年休になるということで、芦屋の場合は、そういう意味では非常に不利な形で参加しなければいけないので、そういうふうな問題点があるのを、どういうふうに検討してもらえるのかという問題点を出して、その回答を求めたということなんです。

村田 その場では、市教委側の明確な回答はなかったわけですか。

深沢 はい、回答は求めたんですけれども、時間切れだということで、交渉を打ち切らざるを得なかったわけです。

村田 じゃ、組合としては、今言ったようなことについて検討してくださいということでは

別れたということですか。

深沢 はい、ですから、当然それに対して何らかの形で教育委員会からの回答があるというふうに考えてました。

村田 組合としては、交渉が中断したんだと継続審議だと、こういう理解ですか。

深沢 はい。

当局が組合事務所前で見張り

村田 ところで、教育委員会はね、支部の執行委員会の出席に対して見張りと言いますか、わざわざ調べに行ったりしたこともあったようですが、これはいつから始まったかわかりますか。

深沢 私が気がついたのは、九月九日に教頭に教育委員会が来ていて、確認したんだというふうなことを聞きまして、支部の方に行ってるというのは全然知らなかったんですが、学校の方には来てたというのを、そのとき知ったわけです。処分者側の証人の証言の中でわかったことなんですが、七月八日でしたか、そのときから始められたようなんです。

村田 こういうことも異例なことだろうと思うんだけど、どうしてこういうことが始まったか、どういうふうに思いますか、その点は。深沢 二つあると思うんです。七月一日付けでしたか、教育長が代わられたので、その時

と認めてほしいという話をしたんです。けれども、市芦については、今までは今までやという事で拒否されました、これも時間、すごく短かったんですが、三〇分ぐらいされたら、ダメやという感じで、席を立たれたという事で終わったと思います。

村田 そうすると、市職とは違った対応されてきたと、こういうことになるわけね。

その後の一二月四日の交渉はどういう話だったんでしょうか。

深沢 これは、先ほちょっと言いましたけれども、勤務時間どおり厳密にやるということとで、教育委員会の方からは何の提案もなかったで、こちらから要請して交渉を持ちましたので、初めての勤務時間の割り振りについての交渉であったということです。

村田 また話戻ってしまうだけだね、小林証人は国とか、県というね、大きな流れの中で芦屋市も取り組んでいくことになったんだと、こういった問題についてはね、ところが、芦屋市の他の組合については、制限というのはなかったということになるんでしょう。

深沢 はい、そのまま組合活動のための年休というの残っていますから、私たちの組合についてだけ活動が制限されたということです。村田 市芦だけがですね、そういった慣行が無視されたということになるんですが、この慣行破棄、こういった通告はあったんですか。

深沢 私としましたら、先ほどから話してますように、ずっと交渉が中断されるという形でできたという認識ですので、その中断した交渉以外にですね、通告とかいうふうなことは一切ありません。

杜撰な処分手続き

村田 それから、処分に至る手続とか、その重さについてお伺いしたいんですけどね、この処分が出されるまでに事情聴取とか、あなた本人からね、事情聴取であるとか、あるいは注意、警告、そういったのはどの程度あったんでしょうか。

深沢 注意文書がですね、事実誤認の分は除いてですけども、注意文書が三枚レターボックスの中にそっと入れられてたということ以外、口頭で言われたこともありませんし、一切それ以外はありません。

村田 処分までにですね、休暇カード上の欠勤の扱いになるとかね、あるいは出勤簿に何か書き込まれたとか、そういうことはあったんでしょうか。

深沢 私が最初聞いたときは、まず出勤簿に何か書かれるんですかと聞いたんですけども、校長の方は年休カードだというような話だったんですが、その年休カードの方にも出勤簿の方にも一度もそういう欠勤扱いになっ

ということはありません。

賃金カットと関わるんですけども、九月一日に初めて勤務時間の割り振りが出されますから、九月以降については何人かの先生が賃金カットを受けているわけです。けれども九月以前についてはですね、勤務時間の割り振りがなかったわけですから、欠勤とか、何とかいう扱いすら出来なかったんじゃないかなというふうにも思うんです。

なぜ、九月から賃金カットかということをお林証人に、この席で一回聞いたことがあると思うんですが、それについては、九月からそういう方針にしたんだということだと思ってるんです。けれども、やっぱりそれまでにそういう一日当たりの勤務時間の割り振りというものが明確でなかったから、それについては処分できないということを教育委員会の方もお知りであったんじゃないかと思えます。

村田 そうすると、休暇カードや出勤簿には記載がなく、教育委員会側は、いわゆる学校日誌の記載を基に何か処分をなさったということになるんですか。

深沢 はい。

村田 ところで、今回の処分は無断職場離脱ということですが、これ自体で賃金カットはされてるんですか。

深沢 無断職場離脱では、一切そういう扱いは受けていません。

から中務主査がテープレコーダーでしたか、それ逆だったかもわからないですけども、持って待ち構えておられるのがすぐ目に入りまして、なんかすごく異常な雰囲気を感じました。

それで、最初、心配で来ている人を何か挑発するような形でやりとりをやられたので、早く用件を言ってくださいというふうに僕の方から催促して、初めて処分書がまず読み上げられたわけです。で、何で処分されるのかわからないから、理由を説明してほしいというのを言いましたら、なんか条例か規則みたいなのなんかに違反してるのかということを読み上げられて、それだけではわからないから、もっと詳しく説明してほしいと言いましたら、いついつ無断職場離脱かなんかいうことで、ざあっと何回か分を読み上げられて、それで手渡そうとされるので、何でそれが処分の対象になるのかとか、あるいは事実誤認があるから、もうちょっと説明してほしいというふうに要請したんですけども、それにはもう一切答えてもらえずに、ささっと出て、職員室の方に入っていかれまして、私と河村先生の机の上に処分書を置いて出ていかれたということです。

組合対策に隠しどりテレコ公費購入

村田 後に、そのテープが問題になったようなことがあるんですか。

深沢 テープとカメラ持ち込まれるのは、それが二度目だったわけです。一度は、九月一日に教育委員会が学校に上がって来られて、机の配置を替えるとかいうことをされたときも持って来られて、そのときと二回目だったわけですけども、そのどちらのテープかはわからないんですが、そのテープがですね、学校のPTAの保護者の一部に渡されていて、それを親に聞かせてるということをですね、後から生徒から教えてもらったことがありません。

村田 組合攻撃のために使ったということかな。

今の話のカメラとか、テープレコーダーのことに關してちょっと伺っておきますが、甲二四二号証を示します。これは、職員組合のニュースですね。これは、発行は一九八七年の七月一七日ですが、これは、どういうことが書いてあるんでしょうか。

深沢 教育委員会の方が大量にテープレコーダーを買い込んで、交渉の際にテープの隠しどりをしてるということに対して、教育委員会の中で働いて居る職員の方が、やはり異常ではないかというふうに書かれていた文書です。

村田 市芦だけじゃなくて、

深沢 はい、実際に私が配転を受けた一九八八年度の当初にも、実際に山手中学校での交渉の記録が採られて、それが非常に大きな音で教育委員会の事務局の中で鳴らされてるということを実際目撃しました。

市芦高校教組だけ組合活動制限

村田 処分後に、教育委員会と交渉したのはいつになりますか。

深沢 一〇月二日で、停職処分であり、今までの慣行も一切認めないんだということになりましたから、今の慣行を変えるんだしたら、それなりの代案を出してほしいという話で交渉をしたわけです。というのは、私たちも知ってたんですが、市職労とか、水道労とか、市職の三単組については、組合の役員に対して組合活動が保障されましたから、そういうことを代案というふうに私たち考えてたので、そういう形でやってほしいということと言ったんです。

それに対して溝田課長は、市職の三単組等についてはそれなりの歴史があって、今のようない形になってるんだと、これはよくないことだが慣行だと言って、私たちの分については認めないという形で言われますので、それだったら市芦の支部参加もですね、長い間作ってきた慣行なんだから、その方をちゃん

市長選挙対策の政治的処分

村田 それから、処分の行われた時期について聞きたいんですが、九月二九日でしたか。

深沢 学校にとりましては九月、一〇月というのは、他の時期も大事なんですけれども、とりわけ大事な時期でして、特に三年生の生徒にとってみればですね、就職試験の願書の提出とか、就職試験が控えていますし、あるいは推薦入学の生徒が多いいわけですから、何処の大学を受験するかということの指導とか、あるいはその準備ということ、すごく大事な進路決定の時期なわけです。併せて九月、一〇月、十一月と、その辺ですね、例えば体育祭とか、文化祭とか、学校二大行事なわけですが、そういうものの控えてまして、その準備のために教員が全力挙げてですね、全員でそういう行事を成功させるために取り組まなければいけないという、学校行事の面でも非常に重要な時期なわけです。

さらに私の場合、一年生の担当してたわけですが、特に一年生の子にとって高校に来てですね、やっと学校に慣れて落ち着きを取り戻して、さあこれから腰を据えて学業に取り組んだり、勉強に取り組もうという時期なわけです。生徒と教師も気心が知れて、一

村田 それから、処分の内容、その重さ、軽重と言いますかね、について伺いたいんですが、処分基準がね、従来からこの公平委員会で問題になっておったんですが、これは、その後入手されましたね。こういった形で入手したか、その処分基準というのは。

深沢 これは、公文書公開請求を正規の手続で行いまして、入手しました。

から正規の手続を経ても公開してもらえなかったわけですね。それ以前にこういうのは、私たちがこれの閲覧希望を出して閲覧したときに見れたということに限られるわけです。現在もその教育委員会の方に要求を出してんですが、基準がどんなふうにあるべきかというところについては協議できる事項とちがうかと、どんな形で処分基準が定められて、どんな形で職員管理が行われるのかということは、協議に応じてほしいという要求を出してはいるんですが、それについては応じないという形でおっしゃっておられます。

村田 この甲二四一号証の五と六を見ますとね、欠勤者の懲戒処分についてという内容が出ておるわけですが、この公開された基準に照らして本件のことを考えれば、どうでしょうか。重いのか、軽いのかということですが。

深沢 処分者の方から出されている書面で、無断職場離脱が何時間とか書かれたのがありまして、それを大ざっぱにですけど、ちょっと計算してみたんですけども、それ全部認めたととしても、たしか四日にも満たなかったんではないかと、あるいは事実誤認をですね、除けば二日にも満たないと。で、県との合意で一回の参加については、前後の一時間ずつの二時間を抜くというようにならなければですね、二時間ぐらいいなくなってしまいうふうなものなんです。ですから、これでは

処分基準を公開させて不当性暴露

一番上の五日以内におさまるような事柄だと思うんですけども。

村田 欠勤日数が五日以内であれば、所属長、所属部長の口頭訓告かな、これ。

深沢 はい、そういうのに比べますと、非常に苛酷な処分で、やっぱり何と言いますか、組合に対してですね、苛酷な処分を出して、組合を恫喝するという目的でなされた処分ではないかという認識を持ちます。

村田 その処分基準だと、一六日以上の場合が減給、停職、懲戒免職もしくは分限免職とか書いてありますけどね、こういうのに照らしてみても、処分者側の主張というのは理解できないということですか。

深沢 はい。

村田 それから、あなたの停職処分によってね、いかなる具体的な不利益があったかというところですが、経済的にはどうなんですか。

深沢 一〇月分の賃金が全面的にカットされましたし、停職処分による九カ月の昇級延伸というのがありますから、それを合計すれば、お金の面だけで言いましたら、大ざっぱに二〇〇万円程度、生涯賃金の中でですけども、被害というか、不利益を得るということになります。

村田 経済的なこと以外の影響の方が大きいでしょうけど。

年生にとってみれば、さあこれからという時期なわけですけども、その時期に、私も河村さんも一年生の担当なわけですけども、一年生の担当の理科と数学の教員を一カ月抜くと、併せて一〇月一日には鈴木先生が配転処分になってるわけですけども、鈴木先生もですね、一年生の社会科を担当している先生で、一学年からですね、三人もの教員が一遍に重要な時期に抜けてしまうと。私たちも今大事なときだから、みんながんばってほしいというメッセージを生徒に送って、生徒の方もそれなりに必死で応えてくれたと思えますけども、それでも行政の方の配慮とすればですね、非常に現場に対する配慮を欠いた時期に行われた処分だというふうに思います。

村田 しかも、この九月というのは、あなたは注意文書が五月頃から出たもので、支部の執行委員会の出席も止めていたわけでしょう。

大方の他の先生方の見方も総合しましてもですね、何故そういう形で強引な処分が決められたのかということはですね、やっぱり次年度、次の年の四月に市長選なんか控えてまして、それを目指した政治的な処分だったんではないかと。前の芝田教育長を辞任に追い込んでまでも松本教育長を引っ張って来られたわけですね。

村田 しかも、交渉したいと。この問題について交渉したいと申し入れをしていたにもかかわらず、市教委が応じなかった、こういった時期ですよ。何故、そういったね、重要な時期に、しかも出席も止めてるような時期にね、こういった処分が出されたと思いますか。

深沢 九月二日のことだったと思うんですけども、鈴木先生が教頭からこんな話を聞いて

「懲戒処分基準」公開願末記

公文書公開条例を使い
秘密主義に針の穴をあける

処分基準？そんなもんは知らん

芦屋市には、市長部局、教育委員会共通の「懲戒処分に関する基準」というものがあつた。その懲戒処分基準について、処分者側証人であり当時の処分の実行責任者であつた元小林証人部長は、「そんなもんは知らん」「そんなものはない」と言い張ってきた。

教育委員会会議録から写し取ってきた「処分基準」と「処分例」が証拠として提出されても、それを怪文書扱いして私たちの側からの反対尋問に一切応じようとしなかった。それもそのはず、処分者側の言い分を認めたとしても、その処分基準に照らし合わせると河村さんと私の処分はせいぜい口頭訓告とどまり、停職一ヶ月は余りにも重く、組合弾圧のための不当処分であつたことが即座に明らかになるからだ。小林証人がその存在を否定し続け、教育委員会が組織をあげて拒否し続けてきた「処分基準の原本の写し」を入手し、審理廷

申立人証人 深沢 忠

で証拠として提出した。

松本前教育長率いる芦屋市教育委員会は、市芦処分後、教育委員会の会議を片っ端から非公開とし、会議録の閲覧に対しては、過去にわたり会議録を封印して対応した。しかし、彼らの応急処置では完全に防ぎきれず、私たちが全員で過去一〇年にさかのぼって片っ端から点検した教育委員会会議録の中から、重要証拠である「指導員の新設とその位置づけ」と「懲戒処分に関する基準」を発見した。その複写を教育委員会事務局に要求したところそれは拒否され、やむなく手書きで写し取って公平委員会に証拠として提出していた。

公平委員会闘争も、長引くとけっこうしんどいが、いいこともたまにはある。年月を経るうちに公文書公開条例なるものが、芦屋市にもできた。この条例を使って、処分基準の原本の写しを入手した。残念ながら、この証拠を使って小林証人を追及することはできなかったものの、私の本人尋問では貴重な証拠となった。

処分者側の主張 一挙に後退

九三年三月末に公文書公開請求を行うと、四月初め、予想通り芦屋市教委は「公文書非公開決定」で応えてきたので、六月、行政不服審査法に基づき異議申し立てをした。手続きに従って審査会が開かれたが、そこでも、教育委員会は抵抗する姿勢を示した。複数回にわたって審査会が開かれ、「公開すべき」との答申が出された。教育委員会の対応によって意図的に審査会が引き延ばされ、答申後も公開は遅らされた。私の本人尋問が予定されていた一〇月八日の審理廷が目の前に迫り、教育委員会総務課へ再三の催促をしたにもかかわらず、公開はするはずと引き延ばされた。一〇月八日の審理廷が終わって帰宅してみると、一〇月七日付の「公文書公開決定通知」がわざわざ郵送されていた。郵送してくれなくても、七日に直接受け取りに行くことはできた。意図的に入手を遅らせようとする教育委員会の姑息さが見苦しい。しかしながら、教育委員会の姑息さは功を奏さず、鈴木さんの丁寧な証言と処分者側代理人寺内弁護士の大元長な反対尋問によって、当日、私の本人尋問には入らず、後日、教育委員会にわざわざ郵送いただいた証拠を使ってたっぷり証言させていただいた。

公文書公開請求の窓口は、皮肉にもあの小林証人が部長を務める総務部総務課にある。

小林部長の足下で、彼の行った処分を追及する証拠が請求されて、公開されているのだ。

また、公文書公開制度を利用するお客さんが市芦の組合員だけだというのまた皮肉な話だ。芦屋市の公文書公開制度も利用価値があるが、恣意的行政を支える秘密主義を全面的に打ち破れる制度とはなっていない。当然公開されるべき「定数条例の改正」に関する教育委員会会議録は、教育委員会そのものが非公開になっているため、公開されない。公開を原則とする教育委員会の理不尽な非公開運営に対しては全く無力なのだ。

とはいえ、処分者芦屋市教委が隠し続けた「懲戒処分に関する基準」を公文書公開条例により公開させたことは、処分者を大きく追い込むことになり、処分者側の主張を大きく後退させた。一九九四年一月一七日、処分者側代理人寺内弁護士からの私への反対尋問の論調は、処分当時と比べ大きく後退していた。

「校長が、出張を無断職場離脱と間違うような状況があつたのではありませんか」(冗談じゃない。教育委員会と十分協議の上、処分理由にでっち上げたという証拠がある)

「あなたが出張していた分を除いた最初の五回、時間はいいですから別にして、こ

文書公開で
入手した処分基準

(プライバシー保護のため
人名等は黒くぬられて公開)

れは支部へ行っておられたというのはいいいんでしよう」

一二回にわたる「無断職場離脱」をでっち上げ、「再三の注意を無視して無断職場離脱を繰り返した。停職一ヶ月は、処分として軽微」という批判はあつても、重すぎるといふことはない」という当初の処分者の自信に満ちた主張は、もともと不可能であつた不在確認の誤りを認めた上で、「処分基準に照らして

もせめて訓告ぐらいは確保したい」という「願い」へと大きく後退している。

訓告処分でさえ交渉手続きを無視した不当処分であるのに、停職一ヶ月という過重な懲戒処分は組合員への恫喝を目的としたもので、不当配転とともに、組合活動を阻害し、組合潰しを意図した不当労働行為であることを、申立て本人らの証言で引き続き明らかにしていきたい。

欠勤職員に対する措置について

欠勤した職員に対する措置は下表のとおりとする。ただし、過去の勤務成績等を勘案し、措置の程度を軽減または加重することができよう。

欠勤日数	措置の程度
～5日	所属長 所属部長の口頭訓告
6日～10日	文書による訓告
11日～15日	戒告
16日～	減給、停職、懲戒免職 もしくは分限免職

審議委員
の欠勤者の懲戒処分について
別添、昭和55年1月～2月欠勤者一覽表記載者について、審査を行なった。
審査の基準としては、先例を参考とし、原則として、別添欠勤者に対する措置基準によって審査を行なった。毎年処分を受けているにもかかわらず、欠勤と重なっている者については、反省を促すために厳しい処分をする必要があるか、身体的事情も勘案し、総合的に判断して処分を決定した。

市芦救援会決算報告

第7期 自 1993年1月1日 決算報告 第8期予算(案) 自 1994年1月1日
至 1993年12月31日 至 1994年12月31日

〔歳入〕

科 目	決 算 額	予 算 額	備 考
会 費 収 入	875,900	1,000,000	
カンパ収入	889,900	1,000,000	
雑 収 入	4,964	20,000	利息、「ニュース」売上
前期繰越	3,185,338	3,028,887	
合 計	4,956,102	5,048,887	

〔歳出〕

科 目	決 算 額	予 算 額	備 考
法 対 費	1,003,761	1,000,000	顧問料、資料コピー代、食料費
通 信 費	250,058	500,000	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印 刷 費	538,645	1,000,000	通信製版代、紙代、印刷機器および諸材料、フィルム
会 議 費	44,380	80,000	弁護士会議、法対会議、集会部屋代
旅費交通費	42,890	100,000	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	21,119	100,000	書籍、事務品、録音テープ、電池他
諸負担費	19,103	20,000	他団体会費、参加費、購読料
雑 費	7,259	5,000	
次期繰越	3,028,887	2,243,887	
合 計	4,956,102	5,048,887	

1994年2月10日

上記の通り相違ありません。 会 計 小川文夫

上記は正確適正であると認めます。 監査委員 前川耕造◎ 三村直人◎

活動日誌へ抜粋／1994.1.11～2.3

1・14 解放同盟芦屋支部旗開き。
法対会議。
21 法対会議。
28 第五六回公開口頭審理。
29 日教組全国教研分科会レポート参加。
30 芦屋市同和教育研究大会。
3 通信No.68発送。

足掛け八年にわたる長い年月、会員の皆様を初めとして様々な形でご支援をいただいている皆様には変わらないご支援をいただきありがとうございます。

上記に救援会第七期の決算報告をします。会員の皆様の会費収入とカンパ、支援する会のカンパにより一定の収入を維持しておりますが、年月の長さに反比例して会費収入は落込んできております。厚かましいお願いですが、今まで以上のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、通信でお願いしておりました冬季カンパについて、多くの方々から多大のご協力をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

お礼とお願い

救援会事務局